



長野県報

11月7日(木)
令和6年
(2024年)
第557号

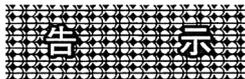
目次

告示

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（3件）（産業立地・IT振興課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（道路管理課）	11
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	15



長野県告示第574号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年11月7日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所
松本市安曇1938の41（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1938の19
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第575号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県松本建設事務所及び塩尻市役所に備え置きます。

令和6年11月7日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
塩尻町	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域	塩尻市	塩尻町	太子久保	824番	1号
		〃	〃	〃	824番	2号
		〃	〃	松山	1215番	3号
		〃	〃	〃	1216番1	4号
		〃	〃	〃	1219番口の1の2	5号
		〃	〃	〃	1219番口の1の1	6号
		〃	〃	〃	1219番1	7号
		〃	〃	蓮台	800番1	8号
		〃	〃	〃	801番2	9号
		〃	〃	〃	802番3	10号

砂防課

長野県告示第576号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年11月7日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

美里41、四徳1、上前沢4、田島7、田島8、竹ノ上2、北組15、中組12、葛北15、三共13、南陽27、桑原28、桑原29、桑原30、渡場4及び柳沢7

2 指定の区域

上伊那郡中川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第577号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年11月7日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

美里41、四徳1、上前沢4、田島8、竹ノ上2、北組15、中組12、葛北15、三共13、南陽27、桑原28、桑原29、桑原30、渡場4及び柳沢7

2 指定の区域

上伊那郡中川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するのとおり

砂防課

長野県告示第578号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年11月7日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

銭沢(2)、銭沢(3)、井戸入沢(3)

2 指定の区域

上伊那郡中川村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第579号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年11月7日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

銭沢(2)、銭沢(3)、井戸入沢(3)

2 指定の区域

上伊那郡中川村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県諏訪建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年11月7日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃敏成

1 道路の種類 県道

2 路線名 諏訪茅野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市米沢5973番の2地先から 茅野市米沢5604番の3地先まで	旧	m 7.6~8.4	km 0.0500
同上	新	9.8~12.0	0.0500

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年11月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

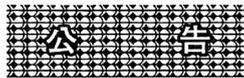
令和6年11月7日

長野県松本建設事務所長 太田茂登

- 道路の種類 県道
- 路線名 新田松本線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡朝日村大字小野沢304番の2地先から 東筑摩郡朝日村大字古見1857番の1地先まで	旧	m 4.5 ~ 11.0	km 1.7683
東筑摩郡朝日村大字小野沢304番の2地先から 東筑摩郡朝日村大字古見1561番の1地先まで		6.0 ~ 50.0	1.1600
東筑摩郡朝日村大字小野沢304番の2地先から 東筑摩郡朝日村大字古見1857番の1地先まで	新	4.5 ~ 11.0	1.7683
東筑摩郡朝日村大字小野沢304番の2地先から 東筑摩郡朝日村大字古見1857番の1地先まで		6.0 ~ 50.0	1.7663

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年11月7日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフガーデン岡谷
岡谷市塚間町2-6696 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名称	住所
OKAYA LIFE PARK	岡谷市塚間町2-6696 ほか

(変更後)

名称	住所
ライフガーデン岡谷	岡谷市塚間町2-6696 ほか

- 変更した年月日
平成17年9月22日
- 届出年月日
令和6年9月30日
- 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間